



本日、「新再任用制度」で第2回県教委交渉

1年目「選考」＝「県教委面接と書類提出」は変わらず

高教組は、「雇用と年金の確実な接続」(政府) を受けて県教委が策定をすすめている「新採用任用制度」について、前回の県教委提案の「希望者原則全員採用」の「原則」にはずれる場合の具体例を正しました。これに対し、県教委は、「地公法に定める公務員としての適性」と「健康上の理由」に問題ありの場合が「原則」から外れる場合である、と回答しました。だとしたら、選考においてわざわざ県教委の面接を行わずとも、2年目以降の選考と同様、所属長の面接だけで十分ではないか、と反論しました。「より客観的な選考を」と言う県教委でしたが、過去における再任用面接試験において、30年以上も教壇に立って現場の同僚や生徒からの評価も高い人が不合格になったケースもありました。そもそも再任用の問題は年金が支払われない期間の生活の問題をどうするか、という深刻な「生存権」の問題でもあります。県教委は、そういう自覚を持って制度設計をすべきです。高教組は、現場の校長の面接と書類提出だけで再任用に道が開ける制度にすべきである、と主張しましたが、最初の提案通り、1年目に県教委面接を行うという方針は変わりませんでした。

働き方は本人の希望を重視

高教組の、「加齢その他の事情も考慮し、勤務時間については、本人の希望を尊重して多様な働き方を保障すべきである」という意見に対し、県教委は、可能な限り本人の希望を重視したい、という回答をしました。また、勤務地・異動についてもこれまで通り、本人の希望をできる限り聞き取りたい、と述べました。

ただ、再任用を「標準法定数の枠外」とすべきであると言う高教組の要請に対しては、そのような方向であるべきだということは認め、今後、財政措置を働きかけていく必要があると述べましたが、現時点ではむずかしいと述べました。

13年度以降の「自己都合退職者」は？

県教委は、13年度から、「自己都合退職者」を再任用対象者としなかった理由を「自己都合退職者を守るため」として、「退職事由が解消したことを証明する書類」の提出で再任用が可能となることを強調しました。高教組は、提出書類はなるべく簡素化し、厳しい審査を必要としないものにすべきだと主張し、県教委もそれに同意しました。

再任用に人事評価制度の活用はあり得ない

高教組のアンケート調査でも90%近くの教職員が、評価者による「公正」な評価はできないと考えている「教職員人事評価制度」を、県教委は再任用制度への「活用」に向けて改めて「検討」していくと述べました。「生存権」にかかわる問題に、「教職員人事評価制度」を使うことに改めて高教組は反対しました。